

(お詫び) 改定版「監査役監査基準」等及び改定版「内部統制システムに係る監査の実施基準」の誤植等の訂正について (正誤表)

去る12月16日に、当協会ホームページ上に改定版を公表した「監査役監査基準」等及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」等の一部に誤植がございましたので、下記のとおり、訂正いたします。皆様にはご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。

記

訂正箇所

1. 監査役監査基準第1条第2項

正	誤
・・・監査環境にも配慮して・・・	・・・監査環境にも配慮し・・・

訂正対象：監査役監査基準（本体）、監査役監査基準等（3機関対照表）

2. 監査役監査基準第14条第3項

正	誤
削除	【第3項補足】諮問委員会の設置や・・・任意に対応する事項である。

訂正対象：監査役監査基準（本体）、監査役監査基準等（3機関対照表）

3. 監査役監査基準第21条第3項

正	誤
・・・協議して定めるものとする。【Lv.4】（中略） 臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。 【Lv.3】	・・・協議して定めるものとする。（中略） 臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。【Lv.4】

訂正対象：監査役監査基準（本体）、監査役監査基準（新旧対照表）、監査役監査基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3機関対照表）

4. 監査役監査基準第33条

(誤)

1. 監査役及び監査役会は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類等の会社計算規則第2条第3項第3号に規定するものをいう。本基準において同じ。）が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成しなければならない。【Lv.1】
2. (中略)

(正)

1. 監査役は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項をいう。本条において同じ。）が、会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。【Lv.2】また、必要があると認めるときは、取締役に対し助言又は勧告する。【Lv.3】
2. (中略)

訂正対象：監査役監査基準（新旧対照表）

5. 監査役監査基準第 57 条第 2 項

正	誤
・・・調査及び <u>審議</u> の過程と結果について・・・	・・・調査及び <u>協議</u> の過程と結果について・・・

訂正対象：監査役監査基準（本体）、監査役監査基準等（3 機関対照表）

6. 監査役監査基準 附則

正	誤
・・・(削除)	・・・【Lv. 5】

訂正対象：監査役監査基準（改定履歴記載版）

7. 監査委員会監査基準第 45 条

正	誤
(第三者割当等の監査)	(第三者割当の監査)

訂正対象：監査委員会監査基準（本体）、監査委員会監査基準（新旧対照表）、監査委員会監査基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3 機関対照表）

8. 監査委員会監査基準第 45 条

正	誤
・・・本条において・・・	・・・ <u>本条において</u> ・・・

訂正対象：監査委員会監査基準（本体）

9. 監査委員会監査基準第 46 条第 2 項

正	誤
・・・【Lv. 2】	・・・【Lv. 1】

訂正対象：監査委員会監査基準（本体）、監査委員会監査基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3 機関対照表）

10. 監査委員会監査基準第 51 条第 2 項

正	誤
・・・調査及び <u>審議</u> の過程と結果について・・・	・・・調査及び <u>協議</u> の過程と結果について・・・

訂正対象：監査委員会監査基準（本体）、監査役監査基準等（3 機関対照表）

1 1. 監査委員会監査基準 附則

正	誤
・・・(削除)	・・・【Lv. 5】

訂正対象：監査委員会監査基準（改定履歴記載版）

1 2. 監査等委員会監査等基準第 2 条

正	誤
(監査等委員会の職責)	(監査等委員会の監査等の職責)

訂正対象：監査等委員会監査等基準（本体）、監査等委員会監査等基準（新旧対照表）、監査等委員会監査等基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3 機関対照表）

1 3. 監査等委員会監査等基準第 2 3 条

正	誤
(業務執行取締役の職務執行の監査)	(業務執行取締役の職務の執行の監査)

訂正対象：監査等委員会監査等基準（新旧対照表）、監査等委員会監査等基準（改定履歴記載版）

1 4. 監査等委員会監査等基準第 2 3 条

正	誤
【第 5 項補足】・・・講じうる・・・	【第 5 項補足】・・・講じうる・・・

訂正対象：監査等委員会監査等基準（本体）、監査役監査基準等（3 機関対照表）

1 5. 監査等委員会監査等基準第 4 9 条

正	誤
(第三者割当等の監査)	(第三者割当の監査)

訂正対象：監査等委員会監査等基準（本体）、監査等委員会監査等基準（新旧対照表）、監査等委員会監査等基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3 機関対照表）

1 6. 監査等委員会監査等基準 附則

正	誤
・・・(削除)	・・・【Lv. 5】

訂正対象：監査等委員会監査等基準（改定履歴記載版）

17. 内部統制システムに係る監査の実施基準第6条第4項

正	誤
・・・内部監査計画その他モニタリングの実践計画、 その実施状況及び監査結果・・・	内部監査計画その他モニタリングの実践計画 <u>及び</u> そ の実施状況及び監査結果・・・

訂正対象：内部統制システムに係る監査の実施基準（改定履歴記載版）

以 上